

令和8年度専修大学公的研究費不正使用防止計画

専修大学では、「専修大学公的研究費の運営及び管理規程」に定められた責任体系のもと、公的研究費の不正使用防止計画（以下、「本計画」という。）を次のとおり策定する。

なお、本計画に示す項目は研究活動上の不正行為の防止等を目的に、当面取り組むべき措置として掲げるものである。不正を発生させる要因の把握とその検証を継続して行い、本計画の定期的な見直しを図るものとする。

統括管理責任者

公的研究費不正使用防止計画		
項 目	内 容	実施時期・手段等
学術研究倫理憲章及び研究倫理に関するガイドラインの周知	○機関としての取り組み姿勢を広く周知し、学術研究の公正性と信頼性を確保し、本学の社会的責任を果たす。	（通年実施） 学術研究倫理憲章及び研究倫理に関するガイドラインについて、本学ホームページや研究費の取扱要領等に掲載するなど、本学の取り組み姿勢を学内外に対し広く周知する。
コンプライアンス教育及び啓発活動の実施	○コンプライアンス教育を実施し、自らのどのような行為が不正使用に該当するのかを理解することにより、適正な運営及び管理を行う。 ○不正を起こさせない組織風土を形成するために、啓発活動を実施し、不正使用防止に向けた意識の向上と浸透を図る。	（上期） 文科省が作成するコンプライアンス教育コンテンツを通じて研究費不正について理解の促進を図り、理解度チェックのアンケート実施と誓約書の提出を求める。 科学研究費助成事業の取扱説明会を行い、不正防止に関する啓発を行う。 （四半期に1回程度） 学内会議や研究費使用に関する説明会、大学 WEB サイト等での掲示を通じ、不正使用防止について啓発する。
公的研究費使用ルールの明確化	○公的研究費使用に関するルール（学内ルール及び関係省庁制定の法令等）の全体像を体系化し、競争的研究費等の持つ性質を理解することにより、適正な運営及び管理を行う。	（上期） 学内ルール及び関係省庁制定の法令等を体系化した全体像を取扱要領に掲載し、周知を行う。

適正な予算執行の推進	○研究費管理システムの使用により、研究者及び事務担当部署による予算執行状況の相互確認をリアルタイムに行い、予算執行時期の過度な集中を防ぎ、適正な運営及び管理を行う。 ○換金性の高い物品について、購入金額の多寡にかかわらず事後の確認を行い、その所在を明らかにすることにより、適正な運営及び管理を行う。	(通年) 研究者による研究費管理システムへの直接入力により、予算執行状況を研究者とリアルタイムに共有するなど、予算の適正な運営及び管理を行う。 (下期) 研究活動の遂行状況に合わせて、繰越制度等を活用するよう周知を行う。 (通年) 本学の物件管理帳簿にて管理されている物品以外で、換金性の高い物品についての一覧表を作成し、事後点検による所在確認を行う。
発注権限の分散化	○一定金額による発注権限の分散化を図り、業者との癒着を防止することにより、適正な運営及び管理を行う。	(通年) 1 件又は 1 組の設備、備品(図書を除く)の価格が 20 万円以上の場合、原則として事務担当所管による発注を行う。

以 上